

令和4年 第4回定例総会

小値賀町農業委員会総会議事録

令和4年4月25日（月）

午後2時50分～午後4時00分

小値賀町役場 3階第一会議室

小値賀町農業委員会

令和4年 第4回定例 小値賀町農業委員会総会議事録

1. 開催日時： 令和4年4月25日（月） 午後2時50分～午後4時00分

2. 開催場所：小値賀町役場 3階第一会議室

3. 出席委員：（13人）

会長 松山 多作

会長職務代理者 2番 松本 充司

委員 3番 川久保 和幸 4番 大田 廣 5番 入口 政隆
6番 伊藤 紀明 7番 北野 和信 8番 福田 精二
9番 岡野 耕藏 ~~10番 宮崎 幸二~~ 11番 山田 定稔
12番 小高 陽子 13番 土川 浩子 14番 迎 広子

（推進委員：4人） 15番 川村 泰二 16番 西山 登喜雄 17番 藤永 一幸 18番 松本 兼次

4. 欠席委員： 10番 宮崎 幸二 委員

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について 7番 北野 和信 委員 8番 福田 精二 委員

第2 議案第8号 利用状況調査に係る農地・非農地の判断について（柳地区）

議案第9号 利用状況調査に係る農地・非農地の判断について（中村地区）

第3 議案第10号 農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転について

第4 議案第11号 農地法第6条1項の規定に基づく農地所有適格化法人の報告について

第5 その他

- ・次回農地・非農地判断（前方地区）について
- ・活動記録簿の記載方法について
- ・能率給の支給について
- ・全国農業図書の活用促進について
- ・次回総会の日程について
- ・その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 北村 仁

7. 議事参与制限 議案第11号 松山会長、迎委員、川村推進委員

8. 会議の概要

北村局長： みなさん、こんにちは。
定刻となりましたので、ただいまより、令和4年4月の小値賀町農業委員会定例総会を開催いたします。
議事に入ります前に、委員の皆さまにお願いがございます。以前にも一度お願いしましたが、会議中どなたかが発言している時は、極力物音を立てないようにお願いします。議事録の作成に支障をきたしておりますので、ご理解の上ご協力をお願い申し上げます。
本日は、宮崎 幸二 委員 が都合により欠席ですが、農業委員の出席は13名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
それでは、会長より挨拶をお願いします。

松山会長： みなさん、こんにちは。
先ほどは現地確認お疲れさまでした。それでは、早速ですが始めたいと思います。
日程第1 会議録署名委員の指名について を議題とします。
私に一任できますでしょうか。

全員： はい。

松山会長： ありがとうございます。
それでは、指名いたします。7番 北野 和信 委員、8番 福田 精二 委員 をお願いします。
続きまして、日程第2 議案第8号「利用状況調査に係る農地・非農地の判断について（柳地区）」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

北村局長： それでは議案第8号の説明をします。利用状況調査に係る農地・非農地の判断について、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規程に基づいての審議となります。
前回の総会で事前に地図で確認していただき、先ほど現場確認をしていただいた、柳郷一円の22筆、総面積12,110㎡の荒廃農地について判断していただくこととなります。詳細は2枚目以降の対象地リストのとおりとなります。現況も見ていただいた通りですし、議案に記載しています【農地・非農地の判断基準】に基づいて判断していただければと思います。

(小字ごとに電子黒板で確認)

以上で議案第8号についての説明を終わります。

松山会長： ただいま、事務局より説明がありましたが、皆様ご質問はございませんか

(特になし)

それでは、許可することよろしいでしょうか。

全員： 異議なし。

松山会長： 許可することにいたします。

続きまして、議案第9号「利用状況調査に係る農地・非農地の判断について（中村地区）」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

北村局長： それでは議案第9号の説明をします。利用状況調査に係る農地・非農地の判断について、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規程に基づいての審議となります。

今度は、先ほど現場確認をしていただいた、中村郷一円の5筆、総面積3,821㎡の荒廃農地について判断していただくこととなります。詳細は2枚目以降の対象地リストのとおりとなります。現況も見えていただいた通りですし、議案に記載しています判断基準に基づいて判断していただければと思います。

(小字ごとに電子黒板で確認)

以上で議案第9号についての説明を終わります。

松山会長： 事務局から説明がありましたが、何かご意見等ございませんか。

(特になし)

それでは、許可するということがよろしいでしょうか。

全員： 異議なし。

松山会長： 許可することにいたします。

続きまして、日程第3 議案第10号「農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

北村局長： それでは議案第10号の説明をします。農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可の申請がありましたので、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規程に基づいての審議となります。

農地の所在 柳郷字芋田〇〇〇番、地目 田、面積 242 m²で、譲渡人は柳西地区の●●●●さん●●歳、譲受人は柳西地区の▲▲▲▲さん▲▲歳です。▲▲さんの譲受前の耕作面積は 96,259 m²で譲受面積が 242 m²であり譲受後の耕作面積は 96,501 m²となります。譲渡・譲受の理由は、譲受人の農業経営規模拡大のためとなります。譲受人は、下限面積も十分にクリアしており、今回の田圃に隣接した田圃を所有しておりますし、ご夫婦と息子さんの3人での家族経営で、柳地区の担い手農家でもありますので、農地法第3条第2項各号の規定には抵触しないと判断され、事務局としては許可相当かと思われま

す。

以上で議案第10号についての説明を終わります。

松山会長： 事務局から説明がありましたが、何かご意見等ございませんか。

(特になし)

それでは、許可することよろしいでしょうか。

全員： 異議なし。

松山会長： 許可することにいたします。

続きまして、日程第4 議案第11号「農地法第6条1項の規定に基づく農地所有適格化法人の報告について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

北村局長： 議案の説明に入ります前に、農地所有適格法人につきましては詳しく触れたことがなかった議事内容となりますので、関係法令の説明を入れたいと思います。

【研修テキスト②農地法P18～21 説明】

議案第11号につきましては、松山会長・迎委員・川村推進委員は議事参与制限により議事に参与できませんので、退席をお願いします。

<松山会長・迎委員・川村推進委員 退席>

会長が議事参与制限のため不在となりますので、このあと会長不在の間、議事進行は会長職務代理者の松本委員にお願いしたいと思います。

<松本会長職務代理者は会長席へ 移動>

それでは議案第11号の説明をします。農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格化法人からの報告がありましたので、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規程に基づいての審議となります。

報告があった農地所有適格化法人は、■■■■です。事業年度は、令和3年度 令和3年1月1日から令和3年12月31日までの分になります。報告年月日は、令和4年3月31日です。報告内容につきましては、別紙報告書を付けさせていただいております。次に審議の内容としましては、①から④の農地所有適格化法人の4要件の確認になります。農地所有適格化法人として活動している間に、4要件を欠いていないかを確認いたします。

一つ目に、法人形態要件ということで、これは農事組合法人で変わっていませんので、適正にチェックを付けていただければと思います。他に、株式会社や合資法人などありますが、その中の一つとして農事組合法人があります。

二つ目に事業要件です。その法人が農業を行っているかということになるのですが、別紙報告書の1ページ目に2 農地法第2条第3項第1号関係 (1) 事業の種類とあり、そこに農業と記してあります。ローズグラス等の飼料作物の栽培と農作業受託事業などを行っている法人ですので、事業としては問題ないかと思っておりますので、適正にチェックを付けていただければと思います。

三つ目、四つ目に、構成員要件と業務執行役員要件ですが、構成員は報告書の2ページに記載のとおり11名います。皆さん、前方を中心に活動をしている畜産農家が構成員になっております。構成員の方たち=役員ですが、その方たちが、農業に常時従事しているかという要件になっています。見てのとおりメンバーであり畜産で頑張っている方々ばかりですので、特に問題はないかと思っておりますので、構成員・業務執行役員要件も適正にチェックでよろしいかと思っております。

ただいま、四つの要件を確認していただきましたが、四つとも適正ということで4要件は欠いていないかと思っております。内容確認後の対応としましては、4要件が適正な場合は、引き続き、農地所有適格化法人として認めます。その場合、特別な手続き等はございません。

今から委員皆様に審議いただくわけですが、その審議の中で、四つの要件の内一つでも不適正の場合は、不適正な要件が適正になるように指導を行います。まずはきちんとしてくださいという指導をするということです。

以上で、議案第11号について説明を終わります。

松本代理： 事務局から説明がありましたが、何かご意見等ございませんか。

(特になし)

それでは、許可することよろしいでしょうか。

全員： 異議なし。

松本代理： 許可することにいたします。

<退席委員 入室>

ここで議事参与制限の議案審議は終了しましたので、議事進行を会長と交代します。

<松本代理は自席へ移動、松山会長と交代>

松山会長： 続きまして、日程第5 その他について を議題とします。
事務局よりお願いします。

北村局長： 【農地・非農地判断計画について】

【活動記録簿の記載方法について】
(能率給の支給について)

【全国農業図書の活用促進について】

事務局からは以上です。

松山会長： 皆さまから、なにかありませんか。

(特になし)

無いようでしたら次回総会の日程を決めたいと思います。5月24日(火)はいかがでしょうか。

全員： はい。

松山会長： ほかに、皆さまから何かございませんか。
何も無いようでしたら、これで総会を終わります。
ありがとうございました。